

大和市日中一時支援事業の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

大和市長 大 木 哲

#### 大和市規則第29号

大和市日中一時支援事業の実施に関する規則の一部を改正する規則

大和市日中一時支援事業の実施に関する規則（平成18年大和市規則第86号）の一部を次のように改正する。

第1条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第3条に次の1号を加える。

- (4) 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて法第4条第1項の政令で定めるものによる障がいの程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である者で、市長が必要と認めるもの

第9条第3項中「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に改める。

第10条第2項中「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。